

平成24年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成24年12月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成24年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成24年12月12日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成24年12月12日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成24年12月12日 11時45分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良・	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	副 町 長	山口哲志	○	同和对策 室 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	住民課長	東 達廣	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	総務財政 課長補佐	前田早智子	○	
会 議 録 署名議員	1 番	田 中 良 三		2 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成24年第4回笠置町議会会議録

平成24年12月12日～平成24年12月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

平成24年12月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第6号 平成24年度笠置町一般会計補正予算(第3号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第5 同意第3号 笠置町副町長の選任につき同意を求める件(撤回)
- 第6 同意第4号 笠置町公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第7 同意第5号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件
- 第8 議案第31号 平成24年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第9 議案第32号 平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件
- 第10 議案第33号 平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第11 請願第1号 子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願の件
- 第12 発議第3号 笠置町議会委員会条例一部改正の件
- 第13 発議第4号 笠置町議会会議規則の一部改正の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成24年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

気ぜわしい師走に入りましたが、ことしもあと数日となり、日増しに寒さが増してまいりましたが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

ただいまから平成24年12月第4回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、田中良三君及び2番議員、向出健君を指名します。

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月20日までの9日間に決定しました。

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る11月14日、町村議会議長全国大会がNHKホールで開催されまして、出席いたしました。全国の町村議会の総意を結集し、我々、町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため要望及び決議を行い、関係庁に提出いたしました。

翌15日におきましては、埼玉県嵐山町議会に議会活性化についての研修を行ってまいりました。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。師走に入りまして、寒さも一段と増してまいりました。議員各位には御壮健にて御活躍をいただいております。心から敬意を表したいと存じます。

さて、私ども、今日まで、さまざまな創意と工夫を凝らしながら行政の課題に取り組んでまいりました。活力と魅力あるまちづくりを目指して、懸命なる努力を重ねてまいりました。しかし、過疎化、少子化に歯どめがかからない状況でございます。

また、拡大する地域間格差、特に相楽郡内におきましても、西と東の格差につきましては皆様も御承知のとおりであります。厳しい財政環境にありましても、新しいまちづくりに向かって積極的に取り組みを進めるべく、改革を進めなければならないと考えているところでございます。今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今議会に提案いたします案件は、承認案件1件、同意案件2件、審議案件3件であります。よろしく御審議賜り、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

その他、9月議会以降の諸報告を申し上げます。

10月5日、山水会が精華町で行われました。これは、相楽郡内の行政関係者、そして主に学研都市を中心とした経済関係者が、木津川市相楽郡内の市町村の活性化について協議され、議論される会合であります。平成25年度の会場は笠置町の当番となっております。

10月11日、住宅新築資金管理組合議会がルビノ堀川で開催され、諸報告、新役員の選出について審議されました。

また、10月11日の同日でございますが、京都府戦没者追悼式が京都国際会議場で開催をされました。

10月17日、カンボジア王国内務大臣一行が視察に来庁され、いこいの館の運営、当町の福祉について説明をいたしました。

10月21日、笠置町議会議員選挙が行われ、8名の方が、現職の議員さんでございますが、御当選をされたところでございます。

11月1日、2日、両日にわたりまして、国道163号線、宇治木屋線、木津川治水会の中央要望を国土交通省、大蔵省、衆参両院の国会議員への要望を行ってまいりました。

11月5日と6日でございますが、世界遺産条約40周年レセプションが、5日は日本政府の主催で、6日は京都府主催で行われました。

11月11日、笠置町社会福祉協議会法人化30周年記念行事が産業振興会館で開催をさ

れました。社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されております。住みなれたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指した活動を続けようと、決意を述べられたところでございます。

10月13日、国道163号線、宇治木屋線の要望書を京都府に対して提出をいたしました。

10月16日、加茂笠置組合臨時会が開催され、笠置町議会改選により空白の議席並びに役職が決められました。

同日、2012年部落解放人権政策に係る山城地区15市町村の意見交換会が精華町で開催され、個々の人権に係る諸問題について、各市町村の取り組みについても意見交換が行われたところでございます。

特に、行政の責務としての部落問題の解決のため、教育、就労での取り組み、戸籍謄本等の不正取得に係る登録型本人告知制度に関する現状、部落問題にあわせて電話差別落書き、インターネット差別書き込みや動画が多発している問題、隣保館運営要綱に基づき、各種事業の総合的かつ効果的に推進していくための隣保館の位置づけ等について意見交換が行われたところでございます。

11月19日、広域事務組合理事会及び議会が大谷処理場で開催され、決算認定、補正予算の審議、笠置町議会選挙による議席と役職の指名が行われました。

11月20、21、22、3日間でございますが、全国町村会が東京のNHKホールで開催されました。3日間にわたり、臨時総会、全国大会、国保大会等のそれぞれの大会が、都内、東京都区内各会場に分かれて開催されました。

11月26日、知事との懇談会がルビノ堀川で行われ、各町村に係る諸問題について、知事への直接要望という形で知事との懇談会が開催されました。

11月27日、中部消防組合議会が中部消防本部で開催され、決算認定、条例改正、監査委員の選任等について審議されました。

11月29日、山城病院組合議会が山城病院で開催され、一般質問、会議規則の改正、公平委員の選任、決算認定、補正予算について審議されました。

11月23日、解放文化祭が笠置会館で行われ、「人権確立の社会をめざし、交流を深め、新しい文化を創造しよう!」、そして「絆：きずこう・ずっと・なかま」を合い言葉に開催されました。

12月1日、鍋フェスタが笠置いこいの館広場で開催され、盛況裏に終了いたしましたところでございます。御協力をいただきました町内住民の皆様方、議員各位、職員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

12月3日、相楽東部連合議会が南山城村で開催され、決算認定、補正予算、条例の改正、人事案件3件について審議されました。

12月4日、人権強調月間街頭啓発がJR笠置駅、あわせて12月4日でございますが、城陽市政40周年記念行事が城陽文化パークで開催され、参加をいたしました。

以上、諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第4、承認第6号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第6号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年11月16日、衆議院解散により、12月4日公示、12月16日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の投開票を行う経費として、11月19日付で専決処分をしたものでございます。

財源といたしましては、府支出金、衆議院議員選挙費を充当いたしております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、承認第6号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について御説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、衆議院議員選挙及び最高裁の国民審査にかかわる経費を計上しております。

補正予算額としまして221万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算それぞれ13億3,424万5,000円となるものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

14款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金で、説明欄にありますとおり、衆議院議員選挙の委託金としまして220万、最高裁判所裁判官国民審査費としまして2,000円を計上いたしております。

18款の繰越金につきましては、1万4,000円の補正額となっております。

続きまして、歳出でございます。

8ページをお願いします。

8ページの3目衆議院選挙費としまして221万6,000円を補正しております。

内容等につきましては、それぞれ節区分にありますとおり、1節の報酬でございましたら投票管理者から開票管理者等々の報酬費を29万3,000円の計上となっております。

3節の職員手当につきましては、時間外勤務手当としまして37万3,000円、この分につきましては、期日前投票並びに衆議院選挙にかかわります時間外手当、残業手当等を計上しております。

賃金につきましては、投開票の事務の賃金並びに選挙の広報の配布賃金を計上しまして92万7,000円となっております。

旅費につきましては1万円の計上でございます。

需用費につきましては35万7,000円、それぞれ消耗品から光熱水費ということで計上しております。

役務費につきましては7万6,000円、特に通信運搬費としまして入場券等の郵便代でございます。

委託料につきましては、ポスターの掲示板の設置及び撤去にかかわる委託金として15万円。

続きまして、9ページでは、備品購入としまして、投開票等の部品3万円、これは期日前投票を行う上でのワイヤレスコードということで、呼び出しの機具を今回購入させていただいたということでございます。

以上が、今回の専決処分いたしました第3号の補正にかかわる部分でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ページ8ページに委託料、ポスター掲示板設置撤去事業委託であります。以前は町内は笠置の業者の方がされていたように思いますが、最近ではそうではないように見受けま

町内は、できたら町内の業者にしていただければ私はいんじゃないかと思うんですが、その辺の流れはどうなっているのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問のポスターの掲示に係ります撤去及び設置の部分でございますけれども、確かに昔というんですか、町内の業者もやっていただいた部分もございます。ただ、通常、この分につきましても、それぞれ何業者か見積もりをいただいた中で最低業者との話の中でやっておりますので、当然、今後、町内の業者もされるというんですか、そういう登録していただいているとするなら、その分も踏まえて、見積もりをいただいた最低業者と契約をさせていただきたいと思えます。

ただ、今回の衆議院選挙につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、時間的な余裕がないということで、笠置町の町議会選挙にありました設置及び撤去の最低価格の業者と、一応、随契みたいな形でやらせていただいた、これは時間的な余裕がないということで、あらかじめ御報告させていただきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村君。

4番（西村典夫君） その入札における登録するのに、そういう資格とかは必要ですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、これも屋内広告物の設置、撤去とか、そういう一応、業者の登録はあります。よって、その持つておられる業者の方々に見積もりをしていただいていると。昔は、もう少しこういう寛容的な部分であったかなと思えますけれども、今はそういう流れというんですか、状態になっておりますので、きちっとしたことをやらせていただいた。

ただ、特に衆議院にしる、府の選挙にしる、あくまで委託金でございますので、それぞれの会計監査の対象にもなりますので、我々としましてもルールにのっとりた形でやらせていただいていると、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今後、町内におけるこういう委託事業、できるだけ笠置の業者にしていただくような流れをぜひともつくっていただきたい、そういうことをお願いしておきます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第6号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前 9時52分

再 開 午前10時34分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第5、同意第3号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件につきましては、町長より撤回の申し出がありましたので、これを許可いたしましたので報告をいたします。よって、日程から削除願います。

議長（西岡良祐君） 日程第6、同意第4号、笠置町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同意第4号の提案理由を申し上げます。

今回の公平委員の選任は、平成24年12月21日の任期満了に伴うものでございます。

なお、任期は平成24年12月22日から4年間となります。御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。同意第4号の説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

同意第4号、笠置町公平委員会委員の選任につき同意を求める件。

笠置町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月12日提出。笠置町長、松本 勇。

記としまして、氏名、生年月日、住所を順番に申し上げます。

西窪 量、昭和20年1月22日生まれ、京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路小字殿海道11番地。

西林勝之、昭和20年1月21日生まれ、京都府相楽郡笠置町大字有市小字西ノ前31番地。

寺阪利満、昭和31年7月25日生まれ、京都府相楽郡笠置町大字切山小字堂坂77番地。
以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。採決は1件ずつ行います。まず、西窪量君を笠置町公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、西窪量君の笠置町公平委員会委員の選任同意について同意することに決定いたしました。

続きまして、西林勝之君を笠置町公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、西林勝之君の笠置町公平委員会委員の選任について同意することに決定いたしました。

続きまして、寺阪利満君を笠置町公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、寺阪利満君の笠置町公平委員会委員の選任について同意することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第7、同意第5号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同意第5号の提案理由を申し上げます。

今回の監査委員の選任は、平成24年12月21日の任期満了に伴うものでございます。

なお、任期は平成24年12月22日から4年間となります。御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、同意第5号の説明は朗読をもって説明とかえさせていただきます。

同意第5号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

笠置町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月12日提出。笠置町長、松本 勇。

記

住所、京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路小字小樹35番地。氏名、仲北悦雄。生年月日、昭和22年10月22日生まれ。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。仲北悦雄君を笠置町監査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、仲北悦雄君の笠置町監査委員の選任同意に同意することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第8、議案第31号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第31号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額13億3,424万5,000円に歳入歳出それぞれ2,119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,543万9,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、森林整備地域活動支援交付金事業241万円、交通安全対策事業400万円、公的資金補償金免除繰上償還事業で簡易水道特別会計繰入金として429万3,000円、縁故地方債繰上一括償還827万9,000円を計上いたしております。

財源といたしましては、国・府支出金、基金繰入金等を充てております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第31号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、2,119万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ13億5,543万9,000円となるものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

それでは、13款国庫支出金から御説明申し上げます。

1目の民生費国庫負担金としまして、障害者自立支援給付事業で19万円を計上しております。これは、事業費の2分の1で、事業費が38万1,000円でございます。

続きまして、同款の3目土木費国庫補助金としまして、1節社会資本整備総合交付金200万円、これは事業費の55%でございます。3節の経済危機対応・地域活性化補助金につきましては、補助率は65%でございます。このいずれも2件につきましては、交通安全対策事業費のほうに充当させていただいております。

続きまして、14款の府支出金、1目民生費府負担金につきましては、これは先ほど国庫負担金にございました障害者自立支援の府の分でございまして、補助率は4分の1となっております。

同款の2目民生費府補助金としまして、障害児者医療費助成としまして51万5,000円を計上しております。これは事業費の2分の1の補助率でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

4目の農林水産業費府補助金としまして、205万5,000円の補正となっております。これは、説明にありますとおり、森林整備地域活動支援交付金としまして201万円、それにかかわります事務費としまして4万5,000円を計上しております。また、当事業の内容につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明あると思います。

総務費の委託金としまして、工業統計調査委託金及び住宅土地統計調査準備委託金、それぞれ内示額が出ましたので予算計上させていただいております。

17款の繰入金、5目の減債基金繰入金につきましては、1,257万2,000円を補正予算を計上しております。これは、先ほど町長のほうから提案説明にございました公的資金の補償金免除の繰上償還429万3,000円及び縁故地方債の繰上償還で827万9,000円を減債基金からの繰り入れとしております。

続きまして、19款の諸収入で2目の雑入でございます。これらの分につきましては、それぞれ一部事務組合等々の補正予算に伴うものでございまして、まず相楽東部広域連合の派遣職員の負担金につきましては181万3,000円、これは5月異動等によります精査した分でございます。京都地方税機構への派遣職員の負担金につきましても、精査等によりまして32万4,000円の減額となっております。中学校の派遣職員南山城村負担金としまして28万3,000円、これは平成23年度の精算分でございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては、人事異動等の精査及び公務災害の補償金の特別分担金の率の確定等々によりますものでございますので、説明は省略させていただいて、あらかじめ御了承願います。

それでは、総務財政にかかわる分としまして12ページをお願いします。

12ページの14節使用料及び賃借料でございます。町例規システム使用料として33万1,000円を計上しております。これは、当初200万を予算計上しておりましたけれども、その例規システムの使用と申し上げましたら、笠置町の町例規の部分につきましては、業者と契約いたしまして、印刷部分も含めた契約をしております。昨年までは、この分につきましては、印刷は独自で印刷製本という形で予算計上しておりました。その予算額は、大体200万前後だったと思います。それらの分も契約の中に入っております。また、それぞれ、町の新旧対照表及び条例の改め分等を簡単な操作によってできますので、それらの分を含めた使用料となっております。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金でございます。相楽東部広域連合負担金、これは23年度の不用額及び精算分でございます。104万8,000円の減額となっております。笠置中学校の経費の南山城村連合支出負担金としまして124万3,000円、これは22年度の精算金及び23年度の精算金となっております。

3目の財政管理費で、積立金としまして財政調整基金積立金158万7,000円を計上しております。これは、歳入歳出の今回の補正予算の数値等が歳出のほうが下回ったために、今回、その部分の差額分を積み立てるという分でございます。

続きまして、13ページの一番下にあります総務費の選挙費の町議会選挙費でございます。13万8,000円の補正となっております。これらにつきましては、それぞれ説明欄にありますとおり、報酬で4万7,000円の減額、役務費で13万5,000円の補正となっております。この13万5,000円というのは、選挙費に係ります通常はがき分の使用分が、当初思っておりましたよりも非常に多うございましたので、その分の補正となっております。ポスター掲示、設置、撤去費事業の5万円につきましては、見積もり等の金額によってそれだけ差額が出ましたので、今回の補正となっております。

続きまして、統計調査費の工業統計調査費及び住宅土地統計調査準備費等につきましては、先ほど府支出金の部分でございました今回の内示額によりますもので、それぞれ指導員の報酬並びに事務消耗品等を計上しております。

続きまして、20ページをお願いします。

8款消防費で、1日常備消防費としまして減額の240万9,000円を上げております。これは、中部消防の補正に係ります分でございます。

続きまして、9款の公債費、1目の元金及び2目の利子につきましては、先ほど来言っております縁故債の一括償還にかかわります部分でございます。なお、今回、この分は2.8%の縁故債でございます。ある一定、高金利でございます。今後の笠置町の実質公債費比率等を抑制するという観点から、一括で返還をさせていただくという部分でございます。

以上が総務財政課の所管する部分でございます。

なお、21ページ以降につきましては、参考資料としてまたつけておりますので、ごらんおきをお願いします。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。企画観光課に係る予算について御説明を申し

上げます。

12ページをお願い申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、9節旅費で、普通旅費として6万円を計上させていただきます。

そして、11節需用費の消耗品費で12万5,000円を減額で計上させていただきます。これにつきましては、当課企画観光課の執務室が第2庁舎の2階で、そちらのコピー機の使用料として計上しておりましたが、第1庁舎に執務室がかわったということで、それに伴います減額でございます。

以上が企画観光課が所管する分でございます。

議長（西岡良祐君） 次に、住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。住民課が所管いたします歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページは14ページ下のほうの民生費、社会福祉費の項目ですが、内容は15ページに入っております。

民生費社会福祉費、社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金2,000円、中身は職員共済事務費としてマイナス1,000円、それから京都府身体・知的相談員協議会負担金で3,000円計上し、合わせて2,000円の計上となっています。これは、本年度、府から町への移管された業務でございます。相談員事業というもので、府全域で組織されている協議会に対する負担金でございます。

20節扶助費でございますが、11月までの実績にて今後の予想を立てまして、不足額を計上させていただきます。障害者（児）医療費助成で339万、障害者自立支援給付費で38万1,000円、合わせて377万1,000円。

それから、4目老人福祉費、28節繰出金45万円、介護保険特別会計繰出金でございます。これはまた、介護保険特別会計で御説明申し上げますが、介護保険給付費の法的繰入金12.5%の分でございます。

それから、16ページにまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費、旅費、需用費、役務費、委託料、それぞれで18万9,000円の増額補正をしております。この中身につきましては、新たに実施されることとなりました4種混合、それから単独ポリオというふうな材料費、需用費でございますが、医薬材料費の増、それから委託内容の変更によります、今までワクチン代込みの接

種費用でございましたが、9月から接種のみとワクチン代を分離させていただきました。それからあとは、妊婦健診等の実績補正でございます。当初、7人見込んでおりましたが、5人ということで補正させていただいた結果、全体では18万9,000円の増額補正となりました。

それから、3目診療所費、4目介護保険費、それぞれ負担金補助及び交付金で計上させていただいておりますが、いずれも子ども手当の確定見込みにおける分担金の増額でございます。診療所費では山城病院組合負担金12万7,000円、介護保険費では山城病院老健施設負担金8,000円でございます。

それから、最後に17ページの上段、衛生費、清掃費、2目のし尿処理費、負担金補助及び交付金でマイナス60万9,000円を計上しております。この内容につきましては、24年度から、し尿くみ取り業務が一般会計に入ることとなりまして、住民の皆様へ販売したし尿くみ取り券と、それから大谷処理場に処理されて請求のあった額の決算額がこの剰余金で見込んでおりましたが、当初見込んでおりました額よりも低く決算で確定いたしましたので60万9,000円を減額させていただいたところです。ちなみに、額としましては、60万9,000円減額することによりまして、このし尿くみ取り負担金の過年度分としては105万8,200円という金額が計上されることとなりました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

18ページの上ですけれども、農林水産業費、林業費、林業振興費といたしまして245万5,000円を計上させていただいております。内訳は、需用費が4万5,000円、負担金補助及び交付金が241万円でございます。これは、森林整備地域活動支援交付金という国の制度がございまして、森林の所有者から委託を受けて森林経営計画を作成するために必要となる情報収集や境界画定のための経費を、国の要綱に基づきましてその作成者に交付するものでございます。具体的には、現在、大字有市地内の山林230ヘクタールの計画を進めておられる方にそれを交付するものでございます。

それと、前後しましたが、上の11節の需用費につきましては、この事務に対する事務費でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

次のページ、土木費の下の段ですけれども、土木費、道路橋梁費、道路維持費といたしまして400万円を計上させていただいております。これは、工事請負費で交通安全対策工事の400万円でございます。これは、前回の議会、9月議会で計上させていただきました町道笠置有市線、小字正司付近の落石防止網の計画をいたしておりましたが、この計画につきましては、当初は町の単独費のために、全長約80メートルございますが、これを費用の面で平成24年度と25年度の2カ年にわたって施工の予定といたしておりましたが、その後、通学路の交通安全対策事業ということで国の補助金と交付金がつくことになりました。これにつきましては、落石防止策以外に注意標識とか路面表示というようなものを組み合わせなければならないという条件がついておりますが、これを行うことで国の補助金、交付金を受けられることになりましたので、この全長の部分を24年度で施工するという計画となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。12ページで町例規システム使用料が計上されています。これに関連しまして、現在、町のホームページでは例規集が見られないということをお聞きしています。今後、町のホームページでも例規集を閲覧できるようにされてはいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。笠置町のホームページに町の例規をアップしろという話でございます。

この件につきましては、なぜ今までできていなかったかといえば、整合性等の問題もございました。一定、その部分は、今、確認等を進めておりますので、当然それは前向きに検討させていただいて、いずれアップしたいとは考えております。よろしく願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。今の例規システムの使用料の関連質問なんですけれども、企画課長、今現在、笠置町で高度情報ネットワークシステムに入っているインターネットの件数は幾らですか。ついでに、テレビ、件数、とりあえず。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 今、ちょっと資料を持っておらないので、資料を持ってきて、即回答させていただきます。よろしく願います。

議長（西岡良・君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 待ってください、課長、この前、私、ちょっと聞かせてもらって、インターネットは152件、テレビは632件と課長に聞きました。

ところで、そのインターネットを、今現在、テレビで632、インターネットを152、これは笠置町のインターネットなんですけれども、あとADSLでやっている方が、プロバイダーじゃなしに住所変更というか、メールアドレスを変更される方がかなわんということで、恐らく笠置町でインターネットやってる方、もう少しあると思うんですけれども、この例規システムでやるよりも、まず、この例規集をみんな議員に貸与されたんですけれども、ある程度見させてもらいました。だけど、これが本当に手入れされていないというか、一つ例をとります。

例えば、今、ちょっと特別委員会でいこいの館の問題もなっていますので、ここで見るとこれが平成9年にできたいこいの館の設置及び管理に関する条例なんですけれども、この中で見てみますと、例えば2、198ページに入銭料、子供500円、大人1,000円、それからテニスコート1面1時間1,000円、そのほか町民広場とかいろいろ室料とか書いていますけれども、これが20年以降改正されておらないと思うんですけれども、まずこういった整理を、一括で各課長さん方、また勉強になりますし、自分の所管の、まとめてやっぱりやっていただきたいと思う。

これが我々、質問する基本ですので、これが誤った方向、これが今言いましたように温泉の使用料が1,000円。そうすると、今、この前、我々も知りませんけれども、ドッグランとか、それからゲートボール、あれが幾らでやっているのか、我々、どういう形で収入というか、してるかわかりません、ここには載ってません。だから、こういったことをまず、そういうことも大事ですけれども、先ほど何遍も言いますように、これをまず課長さん方、一遍整理して、本当に新しいものというか、我々、これで質問やって、お互い何度も聞いたりやりとりしなければなりませんので。

そしてもう一つ、ついでに言いますと、この今、入銭料が1,000円となっていますけれども、今現在800円ですね。企画観光課長じゃないですか、総務課長。これによると、指導管理、いこいの関係は、管理運営及び指導は企画観光課となっていますけれども。

議長（西岡良祐君） ちょっと、大倉君、今、何を質問したいんですか。

3番（大倉 博君） 要するに、この例規集を整理、システムを。

議長（西岡良・君） 例規集を訂正等をやれということですか。

3番（大倉 博君） これもシステムも大事ですけれども、今言いましたように、町民が

152件、200件ぐらいしかないから、それも大事ですけども、まずこれを整理してほしいということです。

議長（西岡良祐君） 総務課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。先ほど、2番向出議員から話ありまして今後アップすると。その前段に私が申し上げましたとおり、整合性の話をさせていただいたと思います。よって、今、確かに大倉議員がおっしゃった、そういう部分をいろいろ調べさせていただいて、それがある程度めどがつければアップさせていただきたいと、そのように答弁させていただきましたので、もう少し時間をいただきたいと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 石田君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。18ページの林業費のところ、負担金補助及び交付金のところで241万円出ておりますけれども、先ほど有市地区とおっしゃいましたけれども、230ヘクタールということで、現状はどこまで、1件だけですか、有市地区の。そして、どこまで進んでおるんですか、ちょっと説明願います。

そしてもう一つ、19ページの土木費のところ743万9,000円出てますけれども、この追加は補助金の移動が途中であったんですか。743万9,000円のところですけれども、それと2つお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問で、林業費のほうを回答させていただきます。

件数ということでございましたけれども、大字有市地内なんです、具体的には有市地内の長谷、ススキ谷、夜干、西風曾谷、平尾、今石谷、地砂ヶ谷、立尾、西ノ尾、岩谷地内となっております、所有者が23人にわたります。この23人の方で230ヘクタールの計画を取りまとめて、その計画をすることに支援をするものということで交付金を出すことになっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 先ほど、石田議員さんのほうから土木費の人件費のことで質問いただきました。743万9,000円の増額、議員御指摘のとおり、5月の人事異動に伴うものでございます。

それと、比較するわけではございませんけれども、ページ17ページに戻っていただきま

したら、農業の総務費で人件費として653万5,000円の減額となっております。それぞれ、職員が5月の人事異動にありまして、それぞれ名前を入れかえることによって、そこだけじゃなしに、いろんな部分を、今回、補正予算として対応させていただいたということでございます。

もう1点は、東部連合の職員にしても、人事異動ありましたら、その分も当然変わってきますので、それらの分はすべて今回やらせていただいたということで、今の現況に合った形での人件費を上げさせていただいたということで御理解をしていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。町例規システム使用料の中に、課長の説明の中に、そういう新しくできた条例や改正された条例の印刷、そういうものも含むと説明を受けました。当初予算に、法規など追録として36万4,000円を計上されております。この予算とこれとの兼ね合いというか、これはどのように使われるお金なんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。追録例規集が三十何万、当初見えております。これは、通年でしたら、もっと何百万単位で見てたとは思いますが。よって、先ほど申し上げましたとおり、これは4月から実施をしておりますけれども、まだ追録にかかわる経費も若干要するというところで30万残しているという部分でございます。

それと、今回の使用料につきまして、今、議員おっしゃいましたとおり、印刷等も一定、契約書の中では70部を見ております。それが、もしかしたらその70部で済まない場合がありましたら、また変更契約等も出てきます。それ以外では、このインターネットを作成するに当たり、引用法令の機能、要は上位の法令、地方自治法及び地方税法等もリンクできる機能を持っておりますので、すべて職員のほうが条例改正をするに当たっても、上位法も、それを閲覧しながら作成できるということで、そういう部分での分が今回の大きな例規集の機械の使用料ということでございます。

来年度以降につきましては、それぞれ例規の追録等にかかわる経費は少額、もしかしてもさほど大きな数字は出てこないというぐあいに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。このシステム使用に当たって、やっぱり便宜も図られてスピードも図られると思います。以前に自転車放置条例が策定されました。いまだに載っ

ておりません。

それと、振興会館の前の駐輪場の放置バイク、自転車、早く撤去してほしいという住民の方からの声も上がっておりますので、一刻も早く執行していただきたい、そのことをお願いするわけですが、見通しはどうか。

議長（西岡良祐君） 総務課長。

総務財政課長（田中義信君） 今の予算とちょっと関係はない質問を今いただいたと思いますけれども、自転車の放置の関係、これにつきましては、調査させていただいた中で、放置自転車条例に基づいた形で執務を行っていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。19ページの土木費、府のあれで400万、今度上がってきます。9月に300万、これを交通安全対策行為ということで、今の説明では700万を笠置有市線にみんな使われるということで間違いないですか。

議長（西岡良祐君） 建設課長。

建設産業課長（川西隆次君） おっしゃるとおり、700万を笠置有市線、通学路の点検の場所に入っております、町道では2カ所ございますが、大きくは笠置有市線と笠置切山線のこの2路線でございます、長いほうの笠置有市線のほうが通学路のメインの通りになっております。

その中で、先ほどの説明にも申し上げましたけれども、以前からずっと懸案事項でございました落石の起こりそうな場所ということで、その場所をやることになっております。先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、落石だけでは国の補助というのが受けられないということで、そこに路面の表示とか交通安全の注意喚起の標識などを付け加えることによって今回の補助を受けられるということで、笠置有市線に使うものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡君。

7番（杉岡義信君） はい、わかりました。700万、上げていただいているんですけども、切山線にちょっと使うということですか。いやいや、切山線入ってたから。

（発言する者あり）

7番（杉岡義信君） そしたら、700万はそこでしてもらえるということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、平成24年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第31号、平成24年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(西岡良祐君) 日程第9、議案第32号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第32号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,128万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,091万3,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金及び繰越金、歳出では、機器の修繕料及び繰上償還に係る償還金の計上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(川西隆次君) 失礼いたします。平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件の御説明を申し上げます。

予算書6ページをお願いいたします。

歳入からです。歳入といたしまして、使用料及び手数料、手数料、衛生費の手数料といたしまして1万5,000円を計上させていただいております。これは、給水工事事業者の指定の手数料でございます。

続きまして、繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして512万3,000円を計上させていただいております。この内訳といたしましては、起債分429万3,000円、これは基準内の繰入金でございまして、起債の繰上償還に係るものでございます。その下で83万円、人件費等財源補てんの分でございます。これは、総務費

増額相当分ということでございまして、基準外に当たるものでございます。

続きまして、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして339万4,000円を計上させていただいております。これは、財政調整基金の繰入金、財源不足分の取り崩しの分でございます。

次に、繰越金、繰越金といたしまして275万6,000円を計上いたしております。これは、平成23年度決算における繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費といたしまして83万円を計上させていただいております。職員手当、共済費、負担金補助及び交付金、人件費に係るものでございます。

次に、衛生費、上水道費、簡易水道施設費といたしまして187万1,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、需用費が100万円、公課費が87万1,000円でございます。この需用費につきましては、修繕料でございまして、笠置簡易水道の切山加圧ポンプの送水流量計の修繕30万円と、同じく笠置簡易水道に関する笠置山校区加圧ポンプの修繕70万円の合計でございます。いずれも約10年、それ以上経過しておりまして、経年劣化による修繕のものでございます。その次に、公課費といたしまして87万1,000円、これは消費税等の中間納付でございまして、消費税と地方消費税の中間納付の分の合計でございます。

続きまして、公債費、公債費、元金といたしまして858万7,000円を計上いたしております。償還金利息および割引料でございまして、長期債の元金でございます。これは、平成3年度に借り入れた起債の分の償還を繰上償還するものでございます。説明は以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第32号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第10、議案第33号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第33号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ459万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,167万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、第5期介護保険料の上昇を緩和するための京都府財政安定化基金の取り崩された100万円を含む府支出金145万6,000円の増額、歳出では、特に短期入所利用増に伴います居宅介護サービス給付費の増加によりまして保険給付費359万2,000円を増額計上するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。それでは、予算書6ページから、歳入のほうから御説明申し上げます。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で70万8,000円の増額計上、これは給付費の施設15%、その他20%の分を計上しております。

同じく、同款国庫補助金、調整交付金、現年度分調整交付金で、同じく介護給付費の6%分、21万4,000円を計上しております。

それから、支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金、現年度分で、同じく給付費の29%に当たります104万1,000円を計上しております。

それから、府支出金、府負担金、1目介護給付費負担金で45万6,000円。これは、国庫と同じような考え方ですが、率は施設の場合は17.5、その他は12.5%の計上です。

それから、2目の介護保険財政安定化基金交付金、これは町長の説明にもございましたとおり、介護保険法の改正によりまして、都道府県が設置しております財政安定化基金の取り

崩しが24年度に限り認められました。これを町村に給付することによりまして保険料の上昇を抑制したと。今の第5期の保険料が若干低目に抑えられているのは、この基金のゆえンであるということになります。そのお金が100万円入ってきます。

それから、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金、一般会計のところでも出ておりましたとおり、介護給付費の12.5%の法定繰入額45万を一般会計より繰り入れます。

それから、7ページにまいりまして、繰越金でございますが、財源不足額72万5,000円を計上させていただきました。

それから、歳出にまいります。

8ページ、総務費、総務管理費、連合会負担金で2,000円、これは共同処理手数料の実績見込みによる増額です。

それから、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費で336万4,000円。先ほどの町長の説明にもありましたように、若干、短期入所のほうが当初予想を上回って利用がふえてきましたので、それに伴います見込み額の導入補正でございます。

それから、保険給付費、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で22万8,000円。低所得者層の入所の増によりまして、必然的にこの項目もふえてくると。非課税世帯の居住費あるいは食費の減免の分でございます。

それから、基金積立金、基金積立金で、先ほど言いましたように100万円、この基金に積み立てさせていただきます。年度末には、この基金、交付金100万円は、介護保険料と同じように3年間で食いつぶしなさいというふうな決まりになってございまして、年度末に3分の1を取り崩して給付費に充当させていただく予定をしております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第33号、平成24年度笠置町介護保

険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第11、請願第1号、子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願の件を議題とします。

紹介議員、西村典夫君の説明を求めます。西村典夫君。

4番（西村典夫君） 子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願を出されました。私、西村典夫が紹介議員になりました。

請願主旨としまして、今年10月より笠置町でも、子どもの医療費小学校卒業までの無料化を始めていただき、私たち多くの保護者・地域の皆様から『お金の心配をせずに安心して医療を受けられる・安心して子育てができる』等々喜びの声があがっております。

厚生労働省の調べでは、きびしい社会状況の中児童のいる世帯の平均所得金額は85万円も減少しております。これは笠置町においても例外ではないと考えます。各家庭での子育てや、教育・医療にかかわる費用の負担はより一層重くなってきております。少子化に向けて安心して子育てできますよう、東部広域連合の和束町や南山城村と同様に中学校卒業までの医療費無料化にさせていただきますよう、要望を致します。以上でございます。

議長（西岡良祐君） お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号は、総合常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号、子どもの医療費無料化の制度を中学卒業まで延長を求める請願の件は総合常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） 日程第12、発議第3号、笠置町議会委員会条例一部改正の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 委員会条例一部改正の提案理由を申し上げます。

笠置町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、本委員会条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本委員会において、委員の選任、任期等に関する事項が条例

で定められているものとするものの改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

委員の選任の第7条に第3項が追加されたことでございます。以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 質疑、討論を省略して採決を行います。

この採決は挙手によって行います。発議第3号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、発議第3号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第13、発議第4号、笠置町議会会議規則の一部改正の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 会議規則一部改正の提案理由でございます。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日から施行されたことに伴い、本会議規則において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、本議会において公聴会の開催や参考人の招致をすることができることとする改正条項の追加でございます。

新旧対照表をごらんください。

事項の追加によりまして、第14章に公聴会、第15章に参考人として、規約の条項を繰り下げるものでございます。以上です。どうぞよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 質疑、討論を省略して採決を行います。

この採決は挙手によって行います。発議第4号、笠置町議会会議規則の一部改正の件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、発議第4号、笠置町議会会議規則の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午前11時45分